

# 令和元年第13回教育委員会議事録

令和元年8月28日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和元年8月28日（水）午後2時00分～午後2時37分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 井出 隆安 委員 對馬 初音

委員 久保田 福美 委員 伊井 希志子

委員 折井 麻美子

出席説明員 教育企画担当部長 白石 高士 学校整備担当部長 中村 一郎  
教育人事企画課長

生涯学習担当部長 安藤 利貞 庶務課長 都筑 公嗣  
中央図書館長

学務課長 村野 貴弘 特別支援教育課長  
済美教育センター  
(仮称) 就学前教育  
支援センター  
開設準備担当課長 正富 富士夫

学校支援課長 市川 雅樹 学校整備課長 渡邊 秀則

学校整備担当課長 岡部 義雄 生涯学習推進課長 本橋 宏己

済美教育センター 平崎 一美 済美教育センター  
所 長 統括指導主事 東口 孝正

済美教育センター 古林 香苗 済美教育センター  
統括指導主事 教育相談担当課長 宮脇 隆

中央図書館次長 加藤 貴幸

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司

担当書記 小野 謙二

傍聴者 0名

## 会議に付した事件

### (議案)

議案第59号 杉並区立就学前教育支援センター処務規則

議案第60号 教育財産の用途廃止について

議案第61号 杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例等の一部を改正する等の条例

### (報告事項)

(1) 生涯学習振興室(ゆうゆうハウス)の移転について

(2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

(3) 令和元年度「すぎなみ小・中学校生未来サミット」の実施報告について

(4) 令和元年度「杉並区中学生海外留学事業(第7期)」の実施報告について

## 目次

### 議案

議案第59号	杉並区立就学前教育支援センター処務規則	4
議案第60号	教育財産の用途廃止について	5
議案第61号	杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例等の一部を改正する等の条例	13

### 報告事項

(1)	生涯学習振興室（ゆうゆうハウス）の移転について	6
(2)	杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	7
(3)	令和元年度「すぎなみ小・中学校生未来サミット」の実施報告について	9
(4)	令和元年度「杉並区中学生海外留学事業（第7期）」の実施報告について	11

**教育長** ただいまから、令和元年第13回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に伊井委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、本日の議事日程についてですが、議案3件、報告事項4件を予定しております。

以上でございます。

**教育長** それでは、本日の議事に入りますが、議案第61号につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として、区的意思形成過程上のものとなっております。

従いまして、同法第14条第7項の規定により、審議を非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、議案第61号の審議につきましては、非公開といたします。

それでは、まず、他の議案の審議を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、日程第1議案第59号「杉並区立就学前教育支援センター処務規則」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。令和元年9月30日に、杉並区立就学前教育支援センターを開設することに伴いまして、センターに関する事務を処理するための組織その他必要な事項を定める必要があるため、規則を制定するものでございます。

それでは、規則の概要についてご説明いたします。議案を1枚おめくりください。

題名は、「杉並区立就学前教育支援センター処務規則」としてございます。

第1条はこの規則の目的を、第2条はセンターに就学前教育係を置くことを定めてございます。第3条は係の分掌事務を、第4条は、センターに所長を、係に係長を置くこと等を定めてございます。第5条は、職責として、所長は、教育企画担当部長の命を受け、センターの事務をつ

かさどり、所属職員を指揮監督すること等を定めてございます。第6条は報告に関する規定を、第7条は、この規則に定めるもののほか、センターの処務に関しては、教育委員会事務局に適用される規定を準用することを定めてございます。最後に、附則でございますが、令和元年9月30日から施行することとしてございます。

なお、この議案につきましては、地方自治法の規定に基づき、組織を新設することについて杉並区長に協議し、その同意を得ております。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**教育長** この間、長い時間がかかりましたけれども、建物ができ、職務内容が明らかとなり、そして全体を統括する部署の規則が制定されることによって、名実ともに9月末日から発足するということになるわけです。この間、色々な課題もありましたけれども、区民の期待は非常に大きいものを感じています。特に就学前教育が今日抱えている課題は、次に続く学校教育、それからさらに続く少子化社会の形成というところにつながっていくものであって、そういう意味ではこれからの取組に期待をし、区民の期待に答えていっていただきたいと改めて思います。

**庶務課長** ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、採決を行います。

議案第59号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、議案第59号につきましては、原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** それでは、続きまして、日程第2議案60号「教育財産の用途廃止について」を上程いたします。

学校整備課長から、ご説明いたします。

**学校整備課長** それでは、議案第60号につきまして、ご説明申し上げます。高円寺中学校につきましては、杉並区実行計画に基づき施設の改築事業を進めておりまして、本件は改築に伴う既存の中学校舎の解体にあたり教育財産の用途を廃止するものでございます。これまで敷地南側に新校

舎建設工事を進め、新校舎は令和元年7月に竣工いたしました。今回残りの既存校舎の用途を廃止し、解体したあと、その跡地は校庭に整備をするというものでございます。

用途廃止する建物についてご説明いたします。

案内図をご参照いただきたいと思います。所在地は高円寺北一丁目4番11号、建物につきましては、校舎、鉄筋コンクリート造4階建て、延べ床面積は6053.48㎡となっております。用途廃止日につきましては、解体工事に着手する令和元年9月2日といたします。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

**庶務課長** それではただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案の採決を行います。

議案第60号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、議案第60号につきましては、原案のとおり可決といたします。

それでは、引き続きまして報告事項の聴取を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、報告事項1番「生涯学習振興室（ゆうゆうハウス）の移転について」、生涯学習推進課長からご説明いたします。

**生涯学習推進課長** 私からは、生涯学習振興室（ゆうゆうハウス）の移転についてご報告いたします。

杉九ゆうゆうハウスにつきましては、杉九小の余裕教室を活用しまして、運営を行っておりましたが、令和2年度より、この場所を活用して学童クラブ、それと小学校の放課後等居場所事業を実施するということになりまして、杉九ゆうゆうハウスについては、産業商工会館内に、阿佐ヶ谷南ゆうゆうハウスとして、8月1日に一時移転をすることとなりました。

阿佐ヶ谷南ゆうゆうハウスにつきましては、施設概要は記載のとおりでございます。

また、施設の利用状況についても、記載しているとおりでございます。

今後の予定でございますが、阿佐ヶ谷南ゆうゆうハウスは、中央図書館の大規模改修により、新たに整備される「調べものゾーン」や、今後整備する地域コミュニティ施設等に機能継承するということで、暫定利用ということで令和2年9月を目途に廃止する予定でございます。

私からは、以上です。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**折井委員** すでに、一月近く阿佐谷南では開館しているということですが、そして登録人数も100人を超え、利用人数も多いということですが、以前の杉九にあったときの余裕教室の中にあった設備、それはそのまま阿佐ヶ谷南のゆうゆうハウスに同じような機能を持たせた部屋になっているのでしょうか。

**生涯学習推進課長** 杉九ゆうゆうハウスの定員規模も36名でございました。

全く同じ規模で運営をしております。

**折井委員** 設備というか、中の設えもそう大差ないと、使用感も特に不満は出ていないということでしょうか。

**生涯学習推進課長** 間取りが多少違いますので、前のところは壁に向かってや、衝立を背にして等、そのような形で教室を分けまして、あまり他人と干渉しないような形で勉強ができるようにしております。

今のところもレイアウトは変わっていますが、基本的には同じ形で学習できるようになっております。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項1番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは、続きまして報告事項2番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、引き続き、生涯学習推進課長からご説明いたします。

**生涯学習推進課長** 私からは、7月承認分の教育委員会共催・後援名義の使用承認について、ご報告いたします。

7月分の合計でございますが、全体で26件でございます。定例が23件、新規が3件です。共催・後援の内訳は、共催が12件、後援が14件となっ

ております。

新規のものは3件です。1件目は、4ページをご覧ください。名義の形態は後援でございます。団体名、「すぎなみ食物アレルギーの会」、事業名が「子供食物アレルギー教室」でございます。

もう1件が、5ページをご覧ください。これも名義形態は後援でございます。団体名が「認定NPO法人 エッジ」、事業名が「花緑さんのディスレクシアのお話」でございます。

3件目は、7ページをご覧ください。これも名義形態は後援でございます。団体名は「東京二十三区清掃一部事務組合 杉並清掃工場」、事業名が「杉並清掃工場 環境フェア 2019」でございます。私からは、以上です。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**伊井委員** 5ページの新規ですけれども、NPO法人エッジというところの、ディスレクシアのお話ですが、会場が港区ヒューマンぷらざということで、後援することになったいきさつのようなものを差し支えない範囲で教えていただけますか。研修もやっているようなNPOさんのように聞いたのですが。

**特別支援教育課長** 杉並のロータリークラブがだいぶ関わっている関係で、杉並区も後援するようになったということです。

**折井委員** 質問ということではなく、コメントに近いものですが、ディスレクシアは、イギリスだと、識字的な問題について、かなりの認知度があり、ニュースでも取り扱われ、教育の中でも、教員に関しても、広く知られている現象なのですが、日本に関しては、認知が学校教員の中でもかなり低いということがあって、例えば「どうして読めないの？」というところ、本人も親御さんも教員も、そこを知らないことによって、お子さん自身が苦しむということがあるので、こういった話があまり目立たない中で、こういった取組をしてくださり、杉並区も後援をするということは、とても大きな意味があるのではないかなと思いました。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項2番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは、報告事項3番「令和元年度『すぎなみ小・中学生未来サミット』の実施報告について」、済美教育センター統括指導主事からご説

明いたします。

**統括指導主事（東口）** 私からは、令和元年度「すぎなみ小・中学生未来サミット」について報告いたします。

配布資料にありますように、3つの目的のもとに「明日も行きたくなる学校」をテーマとして、令和元年7月27日（土）にセッション杉並において実施いたしました。

第Ⅰ部は、今年度のテーマに即した各連携校グループでの児童会・生徒会等を中心とした取組を記載したポスターを掲示し、当該校の児童・生徒が来場者等への説明を行いました。

第Ⅱ部では、合同会社Active learners共同代表の山ノ内凜太郎氏と、米元洋次氏をファシリテーターとして、区内小・中学校を代表して、中学校第3分区の連携校グループの代表児童・生徒による意見交換会を行いました。

パネリストの中学生からは、「学校に来ている人だけにとつての、『明日も行きたくなる学校』ではいけない」といった声や、不登校で学校に来られない人について考える場面や、校則について触れる場面等が見られました。またパネリストの意見について、会場の小学生からも鋭い意見が飛び交うなど、充実した時間となりました。参加者は表にあるとおり、601名でした。本当にありがとうございました。

今後の予定といたしまして、各学校においては今回のサミットで話し合われた内容や、発表された実践等を生かし、各学校及び連携校グループにおいて具体的な取組へと実践を広げていければと思います。済美教育センターとしては、懇談会、作業部会等で次年度以降の方向性について、検討を重ねていきます。

また、サミット当日に掲示したポスターを12月9日（月）から16日（月）までの期間、区役所1階ロビーに展示し、小・中学校の取組を区民等に紹介していきます。

またお時間ありましたら、ご覧いただければと思います。

以上で報告を終わります。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**久保田委員** 素晴らしい取組ありがとうございました。

外は猛暑で、中は生徒・児童たちの熱気でまた暑く、大変な盛況の中

でまさに熱いイベントだったなど改めて思います。

生徒たち、あるいは子どもたちの実際の取組を通して、どのようなことを感じ、考え、また担当の先生方がどんなことを考えていたのか、感じたのか、知りたいなと思ったのですが、12月の展示を待つまでもなく、現時点で何か分かりましたら、教えてください。よろしく願いいたします。

**統括指導主事（東口）** 当日回収したアンケートの集計を行っているところでございますが、会場で出た、いわゆる学校に来られない子どもたちのことも考えて、「明日も行きたくなるような学校」ということに対して、小学生等からは「学校に行けなくなっている問題を指摘するのではなくて、どんな問題であろうと、学校が楽しく思えることが大事だなと感じました。」という意見や、子どもたちの生の声が出たことに対して、素直に受け止めて、自分の考えを記載しているアンケートがいくつか見られました。

大人のアンケートに関しては、現在集計をしておりますが、読んでいないのですが、あの場で参加していた教員等からは、「中学生の言葉に、各学校で共通して、違う学年のフロアに行ってはいけないというようなことは、何となく暗黙の了解で校則のようにあるということを、改めて気づかされた。」ということで、各学校の対応、取組というのが必要になるのではないかと聞かれております。

**對馬委員** そういう意味では改善点があるのかなと思いましたが、とても良い取組だったと思います。子どもたちの生の声や、パワー、勢いといったものを感じられたことは、非常に良かったかと思えます。

グループセッションの時にも、「『明日も行きたくなる学校』って、どういうときに行きたくなる？」と、中学生の子どもに聞いたところ、「認めてもらえたとき」や、「居場所があると思ったとき」「褒めてもらえたとき」「部活で楽しかったとき」等の答えが出てきて、面白いことや楽しいことがあると行きたくなるのだというのは、非常によく分かりました。

当たり前のことかもしれませんが、そのような日々って大事なのだと思います。

最初にこのサミットが始まったきっかけも、中学生の声からだったかと思えますが、それを大事にして継続していただきたいと思います。

ちろん中学生や小学生の力だけでは大きなことはできないけど、やはり彼らの声を大事にしながら、大人が支えながら実現していくことに意味がある気がするので、そういった方向で彼らが話し合いたいこと、交流したいことを上手く出せる場になっていけば良いのかなと感じます。

**伊井委員** 小中が何かを一緒にやるという場面というのは、小中一貫教育ということを出して、区でも色々な場面あると思いますが、子どもが中心にというところで、それを大人が子どもたちの成長だったり、やり取りを聞いて、小学校、中学校の境目なく、子どもたちがやり取りする姿を、小学校が入ったことによって、初めは中学校サミットだったかと思いますが、あの会場があんなに満員で、保護者の方も色々な形で来てくださっていたので、ポスターの展示があるようですが、多くの方に知っていただいて、子どもたちの成長だったり、今の子どもたちはこんな感じだということを生で見て、聞いていただく良い場面だったと思います。対馬委員もおっしゃったように、大人が支えていくというあたりも、色々なことがあるかと思いますが、今後ともよろしく願いいたします。

**庶務課長** ほかによろしいでしょうか。

それでは、報告事項3番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは、報告事項4番「令和元年度『杉並区中学生海外留学事業（第7期）』の実施報告について」、済美教育センター統括指導主事からご説明いたします。

**統括指導主事（古林）** 私からは、令和元年度「杉並区中学生海外留学事業」についてご報告させていただきます。

本事業は、杉並区次世代育成基金を活用した事業であり、区内在住の中学生を交流都市である、オーストラリア連邦ウィロビー市に留学生として派遣するものであります。

海外における生活や現地の方々との国際交流等の直接体験を通して、豊かな人間性を培い、国際感覚や英語によるコミュニケーション力等、国際社会に必要な資質の形成を目的として、今年度は、令和元年8月13日から25日に12泊13日を実施いたしました。

派遣性は区内在住中学生第2学年と第3学年の25名でした。

内容について、簡単ではありますが、ご報告いたします。

ウィロビー市への留学についての興味・関心を高め、知識・理解を深

めたり、英語によるコミュニケーション力を高めたりする事前の学習を5回行いました。

現地におきましては、ウィロビー市長への表敬訪問をはじめとする、様々な場所への訪問や、体験活動、また1週間のホームステイと現地校体験、そして事前学習で設定した個人課題の追求等、充実した毎日を過ごしてまいりました。

今後の取組についてですが、各自が設定した課題に対する学習内容や成果をまとめる自己学習会を、これから3回実施いたします。

そしてその内容を11月23日（土）の成果報告会において、発表する予定であります。

その後は、各生徒が学校において発表をしたり、日常生活の中で取組を進めたりすることで、成果を広く還元していきたいと考えています。

私からは、以上でございます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**久保田委員** 13日間にわたってご苦労様でした。お疲れ様でした。

11月の成果報告会、楽しみにしております。

これからの生徒たちの色々なことがまさに成果が求められていくわけですが、現時点で実際見ていて、今回特筆されること、生徒たちの取組む姿、生の声等、分かる範囲で教えていただければと思います。

**統括指導主事（古林）** 現地で見えてきた姿から、こちらが感じることでしかないのですが、初めはいくら事前学習会で英語によるコミュニケーションを学び、心の準備をしていったとしても、しり込みをして積極的にコミュニケーションを図ろうとする姿は多くみられなかったのですが、やはり日を追うにつれて、積極性が増し、自分から何かをしたいという意思表示ができるようになっていく姿を見て、本当に子どもたちの姿勢が変わっていくものだなと感じました。中には、日本や家族が恋しくなった生徒もおりましたが、最後には日本へ帰りたくないというくらいに向こうで多くの経験をして、すごく気に入って楽しく充実した日々を過ごせたような姿を見て、本当に子どもたちが良い表情で帰ってきましたので、具体的ではないのですが、ずいぶん成長してくれたのではないかなと感じております。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。

それでは、報告事項4番につきましては、以上とさせていただきます。

以上で、報告事項の聴取を終わります。

**教育長** それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。

その前に、庶務課長、連絡事項がございましたら、どうぞ。

**庶務課長** 今後の教育委員会の開催日程でございますが、9月の11日（水）は議会本会議を開催中のため、定例会の日程を変更させていただき、次回は9月の6日（金）午後2時からとさせていただきます。

よろしく願いいたします。以上でございます。

**教育長** ありがとうございます。

それでは、改めまして、議案の審議を行います。

庶務課長、お願いいたします。

**庶務課長** それでは日程第3議案第61号「杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例等の一部を改正する等の条例」を上程いたします。

それでは、ご説明を申し上げます。

このたび、地方公務員法の一部が改正されまして、「特別職の嘱託員等」は、一般職の職員であれば課されることとなる守秘義務等の服務規律等が課されていないことから、その範囲が専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者に厳格化されるとともに、「臨時的任用」は、職員を任用する例外的な制度であることから、その対象が常勤職員に欠員を生じた場合に厳格化されたところでございます。

また、1会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める一般職の職員として、「会計年度任用職員」が新たに制度化されたほか、地方自治法の一部が改正され、フルタイムの会計年度任用職員については、給料、旅費及び一定の手当の支給対象とし、パートタイムの会計年度任用職員については、報酬、費用弁償及び期末手当の支給対象とすることとされたところでございます。

このことに伴いまして、会計年度任用職員の勤務条件に関し必要な事項を定める等の必要があるため、条例を改廃するものでございます。

関連する15件の条例の改正及び1件の条例の廃止を条建てで行うこととしております。

それでは、この議案のうち、教育職員及び講師に関する条例の内容につきまして、ご説明いたします。

議案を4枚おめくりいただきまして、左側のページをご覧ください。

第13条は、「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部を改正するものでございます。

この条例の第17条第1項の「特別休暇」の規定におきまして、「臨時的任用職員」と「それ以外の職員」に区分し、「臨時的任用職員においてはリフレッシュ休暇の対象外とする」ものでございます。

そのまま、お開きいただいている右側のページをご覧ください。

第14条は、「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例」の一部を、第15条は、「杉並区学校教育職員の給与に関する条例」の一部をそれぞれ改正するものでございます。

これらの条例におきまして、「臨時的任用職員には、昇給に関する規定を適用しない」ことを定めるものでございます。

第16条は、「杉並区立学校に勤務する講師の報酬等に関する条例」を廃止するものでございまして、区立学校に勤務する非常勤の講師は、会計年度任用職員に移行することに伴いまして、この条例を廃止するものでございます。

最後に、附則でございしますが、令和2年4月1日から施行することとするほか、必要な経過措置を定めております。以上で、説明を終わります。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**對馬委員** 特別職非常勤職員の専門非常勤、嘱託員、パートタイマーとこの枠のところは、地方公務員法の適用なしのところから、多くの方が新設のところの適用ありに変わっていくような、いただいた参考資料の最後の部分ですが、適用なしから適用ありに変わるとどういふことが変わる、例えば1つ2つ、こんなことがあるというようなことを教えていただけますか。

**庶務課長** これまで適用されていなかった部分の守秘義務や、服務規律は適用されるということが大きく変わるところです。

**教育長** 地公法が適用されることによって、身分上の処遇が改善されることになるということでしょうか。今までの特別職非常勤職員が地公法適用されない代わりに、身分上は非常に不安定な状態であった。

それを会計年度任用職員にすることによって、地公法を適応し、身分上もそれに伴い、一定の安定を得ることができる。

なので、給与あるいは期末手当等についても、いわゆる常勤の地方公務員に準じた形で適用される。

身分上は制度が改善されて、処遇がこれまでよりも良くなるということ。

その代わりに、地方公務員に適用されている服務規律などの色々の制約を受けることになるという理解でいいですか。

**庶務課長** お見込みのとおりでございます。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、採決を行います。

議案第61号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、議案第61号につきましては、原案のとおり可決といたします。

以上で本日予定しておりました日程はすべて終了いたしました。

本日の教育委員会を閉会いたします。